

○財務省告示第二百十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のよう

に告示する。

平成三十年八月三十一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 野田 聖子

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別  
表第一の六の項名

輸入数量

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
四二二、 六三二一 トン	一、 七八六、 二七三 トン	二七、 〇四〇 トン	八、 〇五二 トン	一一、 一九八 トン	一三、 五三〇 トン	二九七 トン	三 トン	一三 トン	四九六 トン	二二、 五〇一 トン	一 トン	二八 トン	〇 トン	

二九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一九三、五〇四トン		
九七トン	○トン	三、〇六一トン	八四四トン	〇トン	三七トン	一、四七五トン	一〇六トン	一五、二六八トン	二四八トン	六二〇トン	三、八六三トン	三五、九八二トン	三、五〇五トン	三一八トン				

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一四	一、七八四、七五四トン
一三	一一五、五九四トン